株式会社フレンテ

第 39 回 定時株主総会
インターネット開示事項

■事業報告

当社グループの現況に関する事項　1
業務の適正を確保するための体制　1
会社の支配に関する基本方針　5

■連結計算書類

連結株主資本等変動計算書　7
連結注記表　8

■計算書類

株主資本等変動計算書　14
個別注記表　15

本記載事項は、監査役及び会計監査人が監査報告を作成する際に行った監査の対象に含まれています。

１．当社グループの現況に関する事項

財産及び損益の状況の推移

区　　分		第36期 平成24年６月期	第37期 平成25年６月期	第38期 平成26年６月期	第39期 当連結会計年度 平成27年６月期
売上高	（百万円）	30,608	29,128	30,869	31,165
経常利益又は経常損失（△）	（百万円）	△301	△129	377	292
当期純利益又は当期純損失（△）	（百万円）	△295	△106	169	163
１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）	（円）	△77.54	△23.92	38.07	32.81
純資産	（百万円）	10,381	10,136	10,088	12,266
総資産	（百万円）	19,619	18,666	17,897	19,985
１株当たり純資産額	（円）	2,335.41	2,278.54	2,262.44	2,288.41

（注）１株当たり当期純利益又は１株当たり当期純損失（△）は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、１株当たり純資産額は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

２．業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人等の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ．当社は、（当社の事業活動に関連するあらゆる）法令及び定款に基づき、適正に会社運営を行うため、組織規程、事務関係規程等の規程類を定め、取締役及び使用人はこれらの規程類に則り職務を遂行する。

ロ．取締役会は、定期的にこれを開催し、取締役会規程に定める重要事項の決議事項に関し、法令及び定款に適合することを確認した上で業務執行についての重要事項を決定する。

ハ．監査役は、監査基準及び監査計画に基づき、当社グループの取締役及び使用人の業務執行状況について法令及び定款の遵守状況の監査を行う。

ニ．コンプライアンス委員会は、当社グループの社員等が業務執行に際し、法令及び定款を遵守しているかどうかをチェックする。

ホ．内部通報制度に基づき、社員等は、業務の執行に関して当社グループに在籍する社員等が法令及び定款に違反し、社会並びに当社に不利益を及ぼす疑いのある事象を発見した場合は、所定の通報先に通報する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ．当社の取締役の職務の執行に係る情報（株主総会議事録、取締役会議事録等）は、取締役会規程、文書管理規程、規程等管理規程等の定めに従い記録した後、適切に保存及び管理する。

ロ．記録された情報は、取締役及び監査役は常時閲覧できるものとする。

ハ．法令又は証券取引所の適時開示規則に則り、開示すべき情報は、速やかに開示を行う。

③　子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の報告の体制

イ．　グループ管理管掌取締役は、円滑な情報交換とグループ活動を促進するため、関係会社に四半期ごとに経営状況の報告を求め、必要に応じて訪問指導する。

ロ．　当社は、当社グループ会社の取締役及び執行役員を加えたグループ経営委員会を月１回以上開催し、業務執行に関する重要事項の報告と協議を行う。

④　損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ．　当社グループにおけるリスク管理は、フレンテグループ・リスク管理規程に基づいてリスク管理委員会が担当する。

ロ．　リスク管理委員会は、リスク管理に関する方針、体制及び対策の検討を行うとともに、フレンテグループに重大な影響を与える不測の事態が発生した場合に備えたリスク管理計画の策定及び運用に関する事項を整備し、損害を最小限度にとどめるために必要な対応を行うものとする。

⑤　取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ．　当社は、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を定期的に開催し、重要事項の決定を行う。

ロ．　取締役会の機能を強化するため、当社グループ会社の取締役及び執行役員を加えたグループ経営委員会を月１回以上開催し、業務執行に関わる意思決定を機動的に行う。

ハ．　取締役会は、当社グループにおける中長期的な経営方針を策定し、それに基づく年度計画・予算の審議、決定を行う。年度計画・予算については、月次並びに四半期管理を実施する。

ニ．　取締役会の決定に基づく業務執行は、組織規程、職務権限規程等により適切に権限委譲されており、それぞれの部門の責任者が効率的に執行する。

⑥　当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ．　当社は企業集団における業務の適正を確保するため、関係会社管理規程に基づき、グループ管理管掌取締役が関係会社を統括する。

ロ．　グループ管理管掌取締役は関係会社管理規程に定める管理方針に従い、関係会社の自主性を尊重しつつ関係会社の管理を行う。

ハ．　内部監査室は、当社及び関係会社の内部監査を実施し、その結果を当社の代表取締役社長に報告の上、必要に応じて被監査部門の責任者に対して、内部統制の改善策についての助言を行う。

⑦　監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

イ．　当社は監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、監査役は代表取締役と協議をし、補助すべき使用人を指名することができる。

ロ．　指名された補助使用人の指揮権は、補助すべき期間中、監査役に委譲されたものとし、当該期間中の補助使用人の評価は監査役が行う。

ハ．　補助使用人の解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で取締役会が決定する。

⑧　取締役及び使用人等が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ．　取締役及び使用人、並びに当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者は、監査役に対して、法令に定める事項に加え、「監査役監査の実効性確保に関する規程」に定める内容を速やかに報告する。

ロ．　当社は、イ．の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないよう管理する。

ハ．　報告の方法については、「監査役監査の実効性確保に関する規程」に定める方法による。

⑨　その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ．　監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、取締役会やグループ経営委員会などの重要な会議に出席するとともに、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、取締役及び使用人に説明を求めることができる。

ロ．　監査役は、取締役や重要な使用人との個別ヒアリングの機会を定期的に設けるとともに、代表取締役社長、会計監査人それぞれとの間で定期的に意見交換会を開催する。

ハ．　監査役の職務の執行について生ずる費用等に関し法令に従い適切に処理する。

⑩　財務報告の適正性を確保するための体制の整備

財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、内部統制システムの構築を行うとともに、当該システムと金融商品取引法及びその他の関係法令等との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行う。

⑪　反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社及び当社グループは、法令を遵守し、公正で透明な取引を行うとともに、豊かで活力ある市民社会にふさわしい良識ある企業活動に努めると同時に社会秩序や健全な企業活動に悪影響を及ぼす反社会的活動には断固たる態度で臨む。

＜反社会的勢力排除に向けた整備状況＞

イ．　対応統括部署及び不当要求防止責任者の設置状況

人事総務部総務課を反社会的勢力対応統括部署とし、総務課管理職を不当要求防止責任者に任命、設置している。

ロ　外部の専門機関との連携状況

反社会的勢力による不当要求に備え、平素より所轄警察署、暴力追放運動推進センター及び顧問弁護士事務所等の外部機関と連携を取っている。

ハ．　反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

平素より対応統括部署を中心として、暴力追放運動推進センター、企業防衛協議会、各種の暴力団排除協議会等が行う地域や職域の反社会的勢力排除活動に参加し情報の収集・管理に努めている

ニ．　対応マニュアル等の整備状況

当社グループでは、「フレンテグループ反社会的勢力対応マニュアル」を策定し、役員及び従業員に本マニュアルの記載内容を十分に理解し日々の業務に臨むことを要請している。また、反社会的勢力が取引先や株主となって、不当要求を行

う場合の被害を防止するため、契約書や取引約款に「反社会的勢力条項」を織り込むとともに、可能な範囲で自社株の取引状況を確認している。

(2)　業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①　内部統制システム構築の基本方針の一部改訂

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号。以下当該法律による改正後の会社法を「改正会社法」といいます。）施行に伴い、平成27年６月18日付で内部統制システム構築の基本方針の一部改訂を行い、社外に開示するとともに、当社グループの取締役及び使用人等に周知の徹底を図っております。

②　監査等委員会への移行の検討

改正会社法施行等により、上場会社に対する社外取締役設置及びコーポレート・ガバナンスの充実の要請が高まっていることを踏まえ、当社は、取締役会における監査機能強化によるコーポレート・ガバナンスの一層の充実を目指し、監査等委員会設置会社への移行に関し、検討を実施してまいりました。その結果、今般当社は監査等委員会設置会社へ移行することとし､本総会において移行のために必要な議案を付議しております。

③　コンプライアンス体制の充実

当社グループでは、コンプライアンス委員会が中心となり、当社グループのコンプライアンスの実施を図っております。また、当社グループの事業に関係する法令改正に際しては、コンプライアンス委員会と関連部署が連携して、法令改正に関する社内研修等を実施しており、当事業年度におきましては、景品表示法改正に伴う研修会を開催し、当社グループ内での周知の徹底を行いました。

④　リスク管理体制の充実

昨今の食品の異物混入問題の頻発等に鑑み、当社グループでは、当事業年度に、当該問題発生に備えた社内体制の見直しを行いました。

⑤　監査役の監査体制

当社の監査役（社外監査役２名を含む。）は、取締役会や、当社グループの取締役及び執行役員からなるグループ経営委員会等の重要な会議に出席し経営監督機能を担うとともに、内部監査室や会計監査人と緊密に連携することで、監査の成果を高めております。また、監査役は、稟議書類等業務執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じ取締役及び使用人に説明を求め、監査の実効性の向上を図っております。

３．会社の支配に関する基本方針

当社は、平成22年８月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の改定につき決議いたしました。その内容は以下(1)のとおりです。

(1) 基本方針の内容の概要

当社は、平成22年８月12日開催の取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第３号本文に規定されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）の改定につき決議いたしました。その内容の概要は以下のとおりであります。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。

当社グループの企業価値の源泉は、A.ブランドを確立し、ロングセラー商品に育成する開発力・マーケティング力、B.売上拡大施策を推進する営業力、C.売上拡大と品質向上を支える生産体制と製造技術、D.当社グループの企業理念を十分理解し、これを維持・発展・継承する従業員の存在にあると考えており、これら当社グループの企業価値の源泉に対する理解は、今後当社が更に発展するために必要不可欠であります。

当社株式の大量買付を行う者が、当社グループを取り巻く経営環境を正しく認識し、これら当社グループの企業価値の源泉を理解した上で、これを中長期的に確保・向上させるものでなければ、当社グループの企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。当社は、このような当社グループの企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 不適切な支配の防止のための取組み

① 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社グループは、「核となる方針」を策定し、グループ全社に浸透させるとともに、中長期的な成長と収益性の向上を目指す取組みを地道に続けております。また、当社グループは、従来から独立性の高い社外監査役を選任しており、外部からの目による経営監視機能の客観性及び中立性を十分に確保しているほか、取締役の任期を２年から１年に短縮するなど、コーポレート・ガバナンスの徹底に努めております。

これらの取組みにより、企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることができると考えております。

② 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

上記(1)で述べたとおり、当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社グループの企業価値の源泉を十分に理解し、当社グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保、向上していくことを可能とする者である必要があると考えています。そこで、当社株式の大量買付行為が行なわれた場合には、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保・向上させるために、積極的な情報収集と適切な情報開示に努めるとともに、法令及び当社定款に照らし適切な対応をしてまいります。

(3) 不適切な支配の防止のための取組みについての取締役会の判断

上記(2)で述べた取組みは、当社グループの企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策としてなされるものです。したがって、基本方針に沿うものであって、当社株主の共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

連結株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成26年７月１日残高	1,090,405	974,790	7,967,853	△1,051	10,031,996
会計方針の変更による累積的影響額			△89,024		△89,024
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,090,405	974,790	7,878,828	△1,051	9,942,971
連結会計年度中の変動額					
新株の発行	1,179,186	1,179,186			2,358,372
剰余金の配当			△210,925		△210,925
当期純利益			163,771		163,771
自己株式の取得				△201	△201
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	1,179,186	1,179,186	△47,153	△201	2,311,016
平成27年６月30日残高	2,269,591	2,153,976	7,831,674	△1,253	12,253,987

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
平成26年７月１日残高	67,291	2,445	△55,269	14,467	42,413	10,088,877
会計方針の変更による累積的影響額						△89,024
会計方針の変更を反映した当期首残高	67,291	2,445	△55,269	14,467	42,413	9,999,853
連結会計年度中の変動額						
新株の発行						2,358,372
剰余金の配当						△210,925
当期純利益						163,771
自己株式の取得						△201
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△59,097	11,085	△12,998	△61,010	16,804	△44,205
連結会計年度中の変動額合計	△59,097	11,085	△12,998	△61,010	16,804	2,266,810
平成27年６月30日残高	8,193	13,530	△68,267	△46,543	59,218	12,266,663

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

１．連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

①連結子会社の数　４社

②連結子会社の名称　㈱湖池屋
㈱フレンテ・インターナショナル
㈱アシスト
台湾湖池屋股份有限公司

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社数　１社

②関連会社の名称　日清湖池屋（中国・香港）有限公司
なお、日清湖池屋（中国・香港）有限公司については、重要性が増加したことから、当連結会計年度より持分法適用の関連会社に含めております。

③持分法適用手続に関する特記事項　持分法適用会社は、決算日が連結決算日と異なるため、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項　連結子会社のうち、台湾湖池屋股份有限公司の決算日は３月31日であります。連結計算書類の作成にあたっては、同決算日現在の計算書類を使用しております。なお、連結決算日までの期間に発生した重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計処理基準に関する事項

①重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. その他有価証券

・時価のあるもの　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. たな卸資産

・商品、製品、仕掛品、原材料　移動平均法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

・貯蔵品　最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

②重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社は定率法を、また、在外連結子会社は定額法を採用しております。（ただし、当社及び国内連結子会社は平成10年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）については定額法によっております。）

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・建物及び構築物　15～50年

・機械装置及び運搬具　６～10年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・自社利用のソフトウェア　５年

ハ. リース資産

・所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産

自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一の方法を採用しております。

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

③繰延資産の処理方法

株式交付費	支出時に全額費用処理しております。

④重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
ロ. 役員賞与引当金	役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
ハ. 賞与引当金	従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。
ニ. 年金基金脱退損失引当金	厚生年金基金規約第76条の３「減少設立事業所に係る不足額の一括徴収の規定」に該当した場合における特別掛金の支出に備えるため、同規約に基づく連結会計年度末現在の特別掛金見込額を計上しております。
ホ. 役員退職慰労引当金	役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

⑤その他連結計算書類作成のための重要な事項

イ. 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準	外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外子会社等の資産及び負債は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び少数株主持分に含めて計上しております。
ロ. 消費税等の会計処理	消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。
ハ. 連結納税制度の適用	連結納税制度を適用しております。
ニ. 退職給付に係る会計処理の方法	
・退職給付見込額の期間帰属方法	退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
・数理計算上の差異の費用処理方法	数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌連結会計年度から費用処理しております。

⑥会計方針の変更

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文及び退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が138,237千円増加し、利益剰余金が89,024千円減少しております。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当連結会計年度の１株当たり純資産額は16円69銭減少しております。また、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

２．連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額　　13,242,492千円

３．連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度末日における発行済株式の総数　　普通株式　5,335,000株

(2) 剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額等

平成26年８月12日開催の取締役会決議による配当に関する事項

・配当の総額　　210,925千円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　47円50銭
・基準日　　平成26年６月30日
・効力発生日　　平成26年９月11日

②基準日が当連結会計年度に属する配当のうち配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

平成27年８月11日開催の取締役会決議（予定）による配当に関する事項

・配当の総額　　253,387千円
・配当の原資　　利益剰余金
・１株当たり配当額　　47円50銭
・基準日　　平成27年６月30日
・効力発生日　　平成27年９月14日

４．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産を中心に運用し、投機的な取引は行わない方針であります。また、資金調達が必要な場合には、主に銀行等金融機関からの借入により行う方針であります。

②金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、販売及び与信に関わる管理規程に基づき、取引先毎に期日及び残高を管理するとともに、取引先の信用状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、主に業務上の関係を有する取引先企業の株式、余資運用の債券及び投資信託であり、市場価格の変動リスクに晒されております。株式及び債券並びに投資信託の変動リスク管理は、定期的に時価や発行体の財務状況等を把握しております。

買掛金及び未払金は、１年以内の支払期日であります。

また、当社グループでは各社の資金繰計画を適時に作成・更新するなどの方法により、資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）について管理しております。

③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額によるものであります。市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込むため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。((注)2.をご参照ください。)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時　価 (千円)	差　額 (千円)
(1) 現金及び預金	3,568,516	3,568,516	―
(2) 受取手形及び売掛金	4,748,030	4,748,030	―
(3) 有価証券及び投資有価証券	3,436,955	3,436,955	―
資産計	11,753,502	11,753,502	―
(1) 買掛金	3,035,038	3,035,038	―
(2) 未払金	2,162,332	2,162,332	―
(3) 未払法人税等	83,376	83,376	―
負債計	5,280,746	5,280,746	―

(注) 1.　金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資　産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券は取引金融機関から提示された価格によっております。また、短期間で決済されるその他の有価証券については、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

負　債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

デリバティブ取引

当社グループは、デリバティブ取引を利用していないため、該当事項はありません。

2.　時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区　　分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式	137,071

これらについては、市場価格がなく時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

3.　金銭債権の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	3,568,516	―	―	―
受取手形及び売掛金	4,748,030	―	―	―
有価証券及び投資有価証券 その他有価証券のうち満期があるもの				
(1) 債券(社債)	―	200,000	500,000	―
(2) その他	1,200,000	―	―	―
合計	9,516,547	200,000	500,000	―

5．1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額　　2,288円41銭

(2) 1株当たり当期純利益　　32円81銭

６．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

７．その他の注記

該当事項はありません。

株主資本等変動計算書

（平成26年７月１日から平成27年６月30日まで）

（単位：千円）

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年７月１日残高	1,090,405	5,652,940	5,652,940	3,992	4,650,405	4,654,398	△1,051	11,396,691
会計方針の変更による累積的影響額					△89,024	△89,024		△89,024
会計方針の変更を反映した当期首残高	1,090,405	5,652,940	5,652,940	3,992	4,561,381	4,565,373	△1,051	11,307,667
事業年度中の変動額								
新株の発行	1,179,186	1,179,186	1,179,186					2,358,372
剰余金の配当					△210,925	△210,925		△210,925
当期純利益					289,641	289,641		289,641
自己株式の取得							△201	△201
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)								
事業年度中の変動額合計	1,179,186	1,179,186	1,179,186	－	78,715	78,715	△201	2,436,885
平成27年６月30日残高	2,269,591	6,832,126	6,832,126	3,992	4,640,096	4,644,089	△1,253	13,744,552

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
平成26年７月１日残高	62,073	62,073	11,458,765
会計方針の変更による累積的影響額			△89,024
会計方針の変更を反映した当期首残高	62,073	62,073	11,369,740
事業年度中の変動額			
新株の発行			2,358,372
剰余金の配当			△210,925
当期純利益			289,641
自己株式の取得			△201
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)	△56,266	△56,266	△56,266
事業年度中の変動額合計	△56,266	△56,266	2,380,619
平成27年６月30日残高	5,807	5,807	13,750,360

（注）　記載金額は千円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

①有価証券の評価基準及び評価方法

イ．子会社株式及び関連会社株式　　移動平均法による原価法を採用しております。

ロ．その他有価証券

・時価のあるもの　　決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

・時価のないもの　　移動平均法による原価法を採用しております。

②たな卸資産の評価基準及び評価方法

・貯蔵品　　最終仕入原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産(リース資産を除く)

定率法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・車両運搬具　　６年

・工具、器具及び備品　　５～15年

②無形固定資産(リース資産を除く)

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

・商標権　　10年

・自社利用のソフトウェア　　５年

③リース資産

・所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3)繰延資産の処理方法

株式交付費　　支出時に全額費用処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金　　関係会社に対する営業未収入金及び貸付金の貸倒れによる損失に備えるため、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

②役員賞与引当金　　役員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

③賞与引当金　　従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額に基づき計上しております。

④退職給付引当金　　従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額に基づき計上しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生した翌事業年度から費用処理しております。

⑤役員退職慰労引当金　　役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

(5) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理　　消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

②連結納税制度の適用　　連結納税制度を適用しております。

③退職給付に係る会計処理　　退職給付に係る未認識数理計算上の差異の未処理額の会計処理の方法は連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。

２．会計方針の変更に関する注記

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号　平成24年５月17日。以下「退職給付会計基準」という。）及び「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号　平成27年３月26日。）を、当事業年度より適用し、退職給付債務及び勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更するとともに、割引率の決定方法を残存勤務期間に基づく割引率から退職給付の支払見込期間及び支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首において、退職給付債務及び勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を繰越利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が138,237千円増加し、繰越利益剰余金が89,024千円減少しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

なお、当事業年度の１株当たり純資産額は16円69銭減少しております。また、１株当たり当期純利益金額に与える影響は軽微であります。

３．貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	120,855千円
(2) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示したものを除く）	
短期金銭債権	69,971千円
短期金銭債務	18,436千円

４．損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

営業取引	
営業収益	1,309,425千円
営業費用	69,044千円
営業取引以外の取引高	44,210千円

５．株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	527株

６．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)	
未払事業税	7,620千円
賞与引当金否認額	2,338千円
退職給付引当金否認額	341,283千円
役員退職慰労引当金否認額	63,977千円
関係会社株式評価損	301,149千円
貸倒引当金繰入限度超過額	299,121千円
その他	31,620千円
繰延税金資産小計	1,047,111千円
評価性引当額	△657,221千円
繰延税金資産合計	389,889千円
(繰延税金負債)	
その他有価証券評価差額金	△2,210千円
繰延税金負債合計	△2,210千円
繰延税金資産の純額	387,679千円

７．関連当事者との取引に関する注記

(1)親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（百万円）	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
				役員の兼任等	事業上の関係				
その他の関係会社	日清食品ホールディングス㈱	25,122	（被所有）直接33.4	―	資本・業務提携	第三者割当増資の引受（注）2.	2,358,372	―	―

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 当社が行った第三者割当を、日清食品ホールディングス株式会社が1株につき2,638円で引き受けたものであります。

(2)子会社等

種類	会社等の名称	資本金又は出資金（千円）	議決権等の所有（被所有）割合（%）	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
				役員の兼任等	事業上の関係				
子会社	㈱湖池屋	30,000	（所有）直接100.0	兼任4名	役務提供及び金銭の貸付	経営指導料の受取（注）2.	1,035,624	―	―
						子会社経費の立替	―	未収入金	53,343
						資金の貸付（注）3.	800,000	短期貸付金	800,000
								長期貸付金	2,750,000
子会社	㈱フレンテ・インターナショナル	260,000	（所有）直接100.0	兼任4名	役務提供及び金銭の貸付	資金の貸付（注）3.	―	長期貸付金（注）4.	1,140,000

（注）1. 取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
2. 経営指導料の金額は、グループ会社経営管理のための当社の必要経費を基準として、一定のマークアップ率を加味して決定しております。
3. 資金の貸付の利息は、市場金利を勘案しております。
4. 子会社の貸付金に対し貸倒引当金を925,172千円計上しております。また、当事業年度において貸倒引当金戻入額を13,756千円計上しております。

８．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　2,577円64銭

(2) １株当たり当期純利益　58円03銭

９．重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

10．その他の注記

該当事項はありません。